



平成 29 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ジョイフル本田
代表者名 代表取締役社長 矢口 幸夫
(コード番号 3191 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長
兼 経営企画部長・総務部長
平山 育夫
(電話番号 029-822-2215)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 8 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、事業の成長・拡大により企業価値を高めつつ、株主の皆様へ利益還元していくことを経営の重要課題の一つと位置付けています。配当については、連結ベースの業績、財務状況及び配当性向に配慮しながら、安定性・継続性を考慮し行っております。

また、自己株式の取得についても、弾力的な実施を行うべく、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めており、これまでも、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主の皆様への利益還元を目的として、自己株式の取得を実施してまいりました。具体的には、平成 28 年 9 月 5 日開催の取締役会決議に基づいて、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を通じて、同月 6 日に当社普通株式 600,000 株を 1,495 百万円で取得しました。また、業績連動型株式報酬制度の導入を目的として、平成 28 年 11 月 17 日にみずほ信託銀行株式会社との間において株式給付信託（BBT）の信託契約を締結し、これに基づき、再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）が、平成 28 年 11 月に 100,500 株を 299 百万円で取得しております。

一方、当社は、ベアリング・プライベート・エクイティ・アジア（以下「ベアリング」といいます。）により投資助言を受けて資金を運用する投資ファンドが直接又は間接に所有・運営する Heatherseed Limited（アイルランド共和国法に基づき設立）によって発行済株式の全てを所有される株式会社であるビーピーイー・アジア・ジャパン-1 株式会社（以下「BPEJ-1 社」といいます。）が当社普通株式を取得するに際して（注 1）、平成 28 年 3 月 18 日付で、BPEJ-1 社との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたしました（注 2）。BPEJ-1 社は、当社普通株式 16,219,600 株（本日現在）を所有しており、その持株比率は当社発行済株式総数（51,612,880 株）に対して、31.43%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じ。）であり、当社の主要株主である筆頭株主に該当します。本資本業務提携契約においては、資本業務提携の内容として、①ベアリングの汎アジア地域を中心とした事業投資経験に基づく、新規店舗展開、事業買収等を通じた成長戦略の支援、②ベアリングが有する経営資源・ネットワークの提供、③ベアリングの有する経営管理や資本戦略に関するノウハウの活用による経営管理機能の強化支援等を行うことが合意され、また、本資本業務提携契約に従い、当社は、ベアリングより丸岡正氏及び細谷武俊氏を社外取締役として受け入れております。

本資本業務提携契約の締結以降、当社は、ベアリングとの間で、当社の成長戦略として店舗運営戦略や商品戦略に関して継続的に協議を行うとともに、ベアリングからの助言及びサポートを受けつつ、当社のガバナンス改革の一環として、取締役会の機能改善にも取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

他方で、当社は、株主還元強化と資本効率の向上の観点から様々な選択肢を検討するのに併せ、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。また、BPEJ-1社は、資本業務提携のパートナーである一方、その所有する当社普通株式については、将来的に第三者に又は市場で売却される可能性がありました。

そこで、当社といたしましては、BPEJ-1社との資本業務提携による一定の成果を認識しつつも、当社の経営方針、事業計画、資本政策や財務状況等を踏まえ、平成29年4月上旬から慎重に検討を行った結果、今後の当社の経営基盤の安定性や一時的に大量の当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響に鑑みると、当社がBPEJ-1社の所有する当社普通株式を自己株式の取得により買い付けることにより資本効率を向上させ、また、BPEJ-1社との資本業務提携の成果を活かしつつ当社が独自で経営を推進することが、当社の企業価値及び株主利益の向上に資するとの判断に、4月下旬までに、至りました。

また、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主の皆様が所定の買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、最も適切であると、4月下旬に、判断いたしました。

（注1）平成28年3月31日付で丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合からその保有株式の全部を相対取引で取得しております。

（注2）本公開買付け後に解消することを予定しております。

さらに、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の市場価格を基礎とすること、また、当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成29年4月下旬に、BPEJ-1社に対し、その所有する当社の株式の売却の検討を打診し、また、平成29年5月上旬において、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格を買付価格とする本公開買付けを実施した場合の応募について、改めてBPEJ-1社に対し、その所有する当社の株式の全部に応募するよう打診したところ、平成29年5月中旬に、BPEJ-1社より、当社の意向を尊重し、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、当社においてさらに検討したうえで、平成29年5月中旬より、本公開買付けの具体的な条件についてBPEJ-1社と協議いたしました。その結果、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成29年6月7日）の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値の何れか低い値に対して7.5%のディスカウントを行った価格を本公開買付価格とした場合、BPEJ-1社はその所有する当社普通株式の全部である16,219,600株（発行済株式総数に対する割合にして31.43%。以下「BPEJ-1社応募予定株式」といいます。）について、本公開買付けに応募する旨の回答がありました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成29年6月8日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（平成29年6月7日）の終値3,780円に対して7.5%のディスカウント率を適用した3,497円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。なお、上記のとおり、BPEJ-1社はベアリングにより投資助言を受けて資金を運用する投資ファンドが直接又は間接に所有・運営するHeatherseed Limited（アイルランド共和国法に基づき設立）によって発行済株式の全てを所有される株式会社であるところ、当社の取締役の丸岡正氏はベアリングのマネージング・ダイレクターであり、細谷武俊氏は、ベアリングの指名する取締役であるため、両名は本公開買付けに関する意思決定過程における恣意性を排除する観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場においてBPEJ-1社との協議・交渉にも一切参加しておりません。

本公開買付けに要する資金については、自己資金及び借入金により充当する予定ですが、平成29年3月20日現在における当社連結ベースの手元流動性（「現金及び預金」）は約691億円であり、買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・

フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の事業運営や財務の健全性及び安定性は今後も維持できるものと考えております。

なお、当社は、平成 29 年 6 月 8 日付で、BPEJ-1 社との間で、当社が本公開買付けを実施した場合には BPEJ-1 社応募予定株式を本公開買付けに応募すること等を内容とする応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約においては、BPEJ-1 社は応募の結果成立した応募対象株式の買付け等に係る契約を解除しないことを合意しており、また、BPEJ-1 社が応募予定株式の応募義務に違反した場合には当社に対して違約金を支払う旨の定めがあります。また、BPEJ-1 社は、当社に対し、本応募契約締結後に一切の株主権（但し、BPEJ-1 社応募予定株式のうち、本公開買付けによって買い付けられなかった株式についての、①本応募契約締結日から平成 29 年 9 月に開催予定の当社の第 42 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）までの間における株主総会の招集請求権（会社法第 297 条第 1 項、第 4 項）、並びに、②本定時株主総会における議題提案権（同法第 303 条第 2 項）及び議案提案権（同法第 304 条、同法第 305 条第 1 項）以外の株主権の行使はこの限りではありません。）を行使せず、また、本定時株主総会において議決権を行使しない（但し、BPEJ-1 社応募予定株式のうち、本公開買付けによって買い付けられなかった株式についての議決権はこの限りではありません。）ことを合意しております。これらに加えて BPEJ-1 社は、第三者との間で、本公開買付けと抵触し若しくは本公開買付けの実行を困難にする又はそれらのおそれのある合意等や当該合意等に向けた勧誘等を行わず、第三者から当社普通株式に対する公開買付け又は BPEJ-1 社応募予定株式の全部若しくは一部の買付行為の提案を受けた場合には速やかに当社に対して通知する旨を合意しております。また、BPEJ-1 社が当社に対して派遣している取締役 2 名のうち、丸岡正氏は、本公開買付けの決済日を以て辞任する予定です。なお、本応募契約において、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けの結果、BPEJ-1 社による応募株数の全部の買付け等が行われなかった場合に、本公開買付け後に BPEJ-1 社が所有することになる当社普通株式に関して、BPEJ-1 社がこれをどのように取り扱うかについては、特段の合意はなされておられません。

また、当社は、当社の第 4 位株主である本田理氏（当社普通株式 1,517,780 株を所有しており、その持株比率は当社発行済株式総数に対して 2.94%。以下「本田氏」といいます。）及びその他の創業家一族（合計 10 名、創業家一族で当社普通株式合計 6,417,726 株を所有しており、その持株比率は当社発行済株式総数に対して 12.43%。）は、その所有する当社普通株式全てについて、本公開買付けに対して応募しない意向であると伺っております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成 29 年 6 月 8 日開示）

（1）決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	16,300,100 株	57,001,449,700 円

（注 1）発行済株式総数 51,612,880 株

（注 2）発行済株式総数に対する割合 31.58%

（注 3）取得する期間 平成 29 年 6 月 9 日から同年 8 月 31 日まで

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

（1）日程等

① 取締役会決議	平成 29 年 6 月 8 日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	平成 29 年 6 月 9 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

③ 公開買付届出書提出日	平成 29 年 6 月 9 日 (金曜日)
④ 買付け等の期間	平成 29 年 6 月 9 日 (金曜日) から 平成 29 年 7 月 6 日 (木曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、3,497 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること等を勘案し、基準の客観性及び明確性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な価格を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮するのが望ましいこと等を勘案し、当社が本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 29 年 6 月 8 日の前営業日 (平成 29 年 6 月 7 日) の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値 3,780 円、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,781 円 (円未満四捨五入。以下単純平均値の計算において同じ。)、及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,701 円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、当社普通株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。また、ディスカウント率につきましては、当社の財務状況及び過去の他の上場会社における自己株式の公開買付けの事例における公開買付け価格の市場価格に対するディスカウント率を参考に検討いたしました。

上記の検討を踏まえ、当社は、平成 29 年 5 月上旬に、BPEJ-1 社に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、平成 29 年 5 月中旬に、BPEJ-1 社より、当社の意向を尊重し、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、当社においてさらに検討したうえで、平成 29 年 5 月中旬より、本公開買付けの具体的な条件について BPEJ-1 社と協議を重ね、平成 29 年 5 月 31 日、本公開買付けの実施を決議する取締役会の開催日である平成 29 年 6 月 8 日の前営業日 (平成 29 年 6 月 7 日) の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値の何れか低い値に対して 7.5%のディスカウントを行った価格を、本公開買付け価格として BPEJ-1 社に提示いたしました。その結果、平成 29 年 6 月上旬、BPEJ-1 社より、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、BPEJ-1 社売却予定株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成 29 年 6 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付け価格は、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日 (平成 29 年 6 月 7 日) の終値 3,780 円に対して 7.5%のディスカウント率を適用した 3,497 円 (円未満四捨五入) とすることを決議しました。

なお、本公開買付け価格である 3,497 円は、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 29 年 6 月 8 日の前営業日 (平成 29 年 6 月 7 日) の当社普通株式の終値 3,780 円から 7.49% (小数点以下第 3 位を四捨五入。以下ディスカウント率の計算において同じ。)、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,781 円から 7.51%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,701 円から 5.51%、それぞれディスカウントした金額となります。

当社は、平成 28 年 9 月 5 日開催の取締役会において決議された東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の取得において、600,000 株を 1 株につき金 2,493 円で取得しております。こちらは、当該自己株式立会外買付取引に係る取締役会決議日 (平成 28 年 9 月 5 日) の終値を取得価格としたもので、本公開買付けの取締役会決議日の前

営業日（平成 29 年 6 月 7 日）の終値に対してディスカウントを行った価格を設定している本公開買付価格と 1,004 円の差異が生じております。

② 算定の経緯

当社は、連結ベースの業績、財務状況及び配当性向に配慮しながら、安定的かつ継続的な配当の継続に努めてまいりました。

また、自己株式の取得についても、弾力的な実施を行うべく、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めており、これまでも、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主の皆様への利益還元を目的として、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

一方、当社は、主要株主である筆頭株主の BPEJ-1 社との間で本資本業務提携契約を締結しており、本資本業務提携契約の締結以降、当社は、ベアリングとの間で、当社の成長戦略として店舗運営戦略や商品戦略に関して継続的に協議を行うとともに、ベアリングからの助言及びサポートを受けつつ、当社のガバナンス改革の一環として、取締役会の機能改善にも取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

他方で、当社は、株主還元の強化と資本効率の向上の観点から様々な選択肢を検討するのに併せ、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。また、BPEJ-1 社は、資本業務提携のパートナーである一方、その所有する当社普通株式については、将来的に第三者に又は市場で売却される可能性があります。そこで、当社といたしましては、BPEJ-1 社との資本業務提携による一定の成果を認識しつつも、当社の経営方針、事業計画、資本政策や財務状況等を踏まえ、平成 29 年 4 月上旬から慎重に検討を行った結果、今後の当社の経営基盤の安定性や一時的に大量の当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響に鑑みると、当社が BPEJ-1 社の所有する当社普通株式を自己株式の取得により買い付けることにより資本効率を向上させ、また、BPEJ-1 社との資本業務提携の成果を活かしつつ当社が独自で経営を推進することが、当社の企業価値及び株主利益の向上に資するとの判断に、4 月下旬までに、至りました。また、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、株主の皆様が所定の公開買付期間中に応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、最も適切であると、4 月下旬に、判断いたしました。

本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視する観点から当社普通株式の市場価格を基礎とすること、また、当社普通株式を所有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格を下回る買付価格とするため、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

上記検討を踏まえ、当社は、平成 29 年 4 月下旬に、BPEJ-1 社に対し、その所有する当社の株式の売却の検討を打診し、また、平成 29 年 5 月上旬において、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値に対してディスカウントを行った価格を買付価格とする本公開買付けを実施した場合の応募について、改めて BPEJ-1 社に対し、その所有する当社の株式の全部に応募するよう打診したところ、平成 29 年 5 月中旬に、当社の意向を尊重し、BPEJ-1 社より、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、当社においてさらに検討したうえで、平成 29 年 5 月中旬より、本公開買付けの具体的な条件について BPEJ-1 社と協議いたしました。その結果、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 6 月 7 日）の終値又は同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値の何れか低い値に対して 7.5%のディスカウントを行った価格を本公開買付価格とした場合、BPEJ-1 社は、BPEJ-1 社応募予定株式について、本公開買付けに応募する旨回答がありました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、平成 29 年 6 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（平成 29 年 6 月 7 日）の終値 3,780 円に対して 7.5%のディスカウント率を適用した 3,497 円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	16,300,000株	一株	16,300,000株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(16,300,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(16,300,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

57,034,100,000円

(注) 買付予定数(16,300,000株)を全て買い付けた場合の買付代金(57,001,100,000円)に、買付手数料及びその他の費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日

平成29年7月31日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額(注)は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i). 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額、以下同じとします。)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなさ

れる金額がない場合（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません）。但し、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

- (ii). 応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等（それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主（法人株主も含みます。）を指します。）のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成29年7月6日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成29年7月28日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり

送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、平成 29 年 6 月 8 日付で、BPEJ-1 社との間で、本応募契約を締結しております。その内容の詳細については上記「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

③ 当社は、本田氏及びその他の創業家一族は、その所有する当社普通株式全てについて、本公開買付けに対して応募しない意向であると伺っております。その内容の詳細については上記「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

(ご参考) 平成 29 年 3 月 20 日時点の自己株式の保有状況

発行済み株式総数（自己株式除く） 51,012,880 株

自己株式数 600,000 株

(注)「株式給与信託 (BBT)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託 E ロ) が所有する株式 100,500 株については、上記自己株式数に含まれておりません。

以 上